

# 佐倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の概要

土木部道路建設課

## 1. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準とは？

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるための道路施設の構造基準です。

## 2. 基準適用範囲

本市には、移動等の円滑化の促進に関する法律に定められた、移動等円滑化が特に必要なものとして、国土交通大臣がその路線及び区間を指定する「特定道路」はないことか、基準適合義務を負う道路施設は現在ありません。

今回の法律改正では、特定道路を除く道路についても、「道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と、市道全般について移動等円滑化を図る努力義務が追加されました。

## 2. 省令に定められた主な基準

大項目	項目	基準
第1章 総則	趣旨	
	用語の定義	
第2章 歩道等	有効復員	参酌すべき基準
	勾配	
	高さ	
	舗装	
第3章 立体横断施設	エレベーターの構造	参酌すべき基準
	傾斜路の構造	
	エスカレーターの構造	
第4章 乗合自動車停留所	高さ	参酌すべき基準
	ベンチ及び上屋	
第5章 路面電車停留所等	乗降場	参酌すべき基準
	傾斜路の勾配	

第6章 自動車駐車場	障害者用駐車施設	参酌すべき基準
	障害者用停車施設	
第7章 移動等円滑化のために 必要なその他の施設等	案内標識	参酌すべき基準
	視覚障害者誘導用ブロック	
	照明施設	
	防雪施設	

#### 4. 佐倉市条例に定める基準

第1章 総 則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条－第10条）

第3章 立体横断施設（第11条－第16条）

第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）

第5章 自動車駐車場（第19条－第29条）

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設（第30条－第33条）

附 則

以上については、国土交通省令基準を踏襲します。

#### 5. 新たに設ける基準

第2章歩道等に排水施設を設ける場合の基準を追加します。

#### 6. 佐倉市条例に定めない基準

省令に定められた基準のうち、省令第5章路面電車停留所及び第7章移動等円滑化のために必要なその他の施設に定められている防雪施設については、本市に該当がなく計画もないことから条例に定めません。